

社会福祉法人わかば会 評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人わかば会の定款第八条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表1(第3条関係)

名称	報酬	費用弁償
評議員会出席報酬等		5000/1日

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。